

# 農林水産省

プレスリリース

平成22年8月24日  
農林水産省

## 輸入麦の政府売渡価格の改定について

農林水産省は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第2項」に基づき平成22年10月1日以降に売り渡す輸入麦の政府売渡価格について、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

### 政府売渡価格の考え方

価格改定ルールに基づき、直近6か月間（平成22年3月～8月）の平均買付価格をもとに算定すると、平成22年10月期の政府売渡価格は、5銘柄平均で+1%になります。

（単位：円/トン（税込み））

	22年4月1日 以降の売渡価格	22年10月1日 以降の売渡価格	対前期比
5銘柄加重平均価格	47,160	47,860	+1%

注1: 上記の数値は、アメリカ産（ダーク）ノーザン・スプリング（主にパン・中華麺用）、カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（主にパン用）、アメリカ産ハード・レッド・ウィンター（主にパン・中華麺用）、オーストラリア産スタンダード・ホワイト（主に日本めん用）、アメリカ産ウェスタン・ホワイト（主に菓子用）の平均値です。

注2: 銘柄ごとの売渡価格については、これまでは参考として公表していました。これは実際の売渡予定価格が水分などの品質によって公表した銘柄ごとの売渡価格と異なるためです。しかし、22年10月以降は、即時販売方式に移行し、品質が確定する前に品質いかに係わらず同一の売渡予定価格で見積合わせを行い売り渡すこととなるため、銘柄ごとの売渡価格が実際の売渡予定価格を推計させることになることから、今後は公表しないことといたします。

### お問い合わせ先

総合食料局食糧部食糧貿易課  
担当者: 久保田（総括）、塩川（課長）  
代表: 03-3502-8111（内線4261）  
ダイヤルイン: 03-3502-7871  
FAX: 03-3502-3162

[ページトップへ](#)

Copyright©2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話: 03-3502-8111（代表）

農林水産省